

令和7年度いわき市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) 実施事業者
募集要領

令和7年8月
いわき市こどもみらい部保育・幼稚園課

1 はじめに

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度。以下「当事業」という。）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行うものです。

いわき市では、当事業の令和8年度からの本格実施に向けて、令和7年度において「こども誰でも通園制度スタートアップ事業」を実施する事業者を募集します。

2 募集事業者（実施主体）

事業実施者は、いわき市内において、「4 事業内容等(3)実施施設」に記載のいずれかの施設を運営している事業者とします。

3 応募要件

応募の際は、以下の要件を満たすこととします。

- (1) 「4 事業内容等(3)実施施設」に記載のいずれかの施設を、1年以上運営していること。
- (2) 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

4 事業内容等

(1) 事業開始日

令和7年10月1日から（予定）

※ 令和7年10月1日の事業開始が困難である場合は、実施体制が整い次第の事業開始を可能としますので、個別にご相談ください。

(2) 対象となるこども

ア 利用日時点で、生後6か月以上満3歳未満であること

※ 実施施設の状況により、受入年齢を限定することは可能

イ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所または企業主導型保育事業所に通園していない未就園児

ウ いわき市に住民登録があること

(3) 実施施設

「いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）第22条及び第23条、又は第26条に定める基準を満たす保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び幼稚園。

(4) 実施方式

- ア 一般型（在園児合同）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で受入れを行う方式
- イ 一般型（専用室独立実施）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて受入れを行う方式
- ウ 余裕活用型：保育所等における利用児童数が利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として受入れを行う方式

(5) 利用時間

こども1人当たり月 10 時間の利用を限度とし、時間単位で実施します。

(6) 開所時間等

開所日及び開所時間は、事業者において定めることとしますが、原則として週に2日以上かつ月に10時間以上の利用可能枠を確保することとします。

(7) 料金

ア 事業者が利用者から徴収する利用料金

(ア) 一人1時間当たり 300 円

(イ) 利用者によっては、以下のとおり利用料金の減免を受けられる場合があります。

世帯の状況	減免額（1時間当たり）
生活保護法に規定する被保護者世帯	300 円
市町村民税非課税世帯	240 円
市区町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯	210 円
その他、特に支援が必要と認められる世帯	150 円

※ 減免した利用料は市から事業者へ委託料として支払います。

(ウ) 上記のほか、あらかじめ保護者の同意を得た上で、食事代・おやつ代・行事費等の実費相当額について、事業者が定めて徴収します。

イ 市から事業者への委託料

対象児童の年齢に応じて単価を定め、障がいの有無等により加算します。

区分	単価（こども一人1時間当たり）
0 歳児	1,300 円
1 歳児	1,100 円
2 歳児	900 円
障害児加算	400 円
医療的ケア児加算	2,400 円
要支援家庭のこども加算	400 円

5 スケジュール等

1	募集要領公表	令和7年8月1日（金）
	・募集要領、各種様式及び資料等は本市ホームページにて公表します。 URL: https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1753920040114/index.html	
2	質問の受付	随時受付
	・質問事項については個別に受付いたします。 ・質問がある場合は、「8 問い合わせ・書類送付先」に記載のメールアドレスに質問内容を送付するか、電話で問い合わせください。	
3	応募申請書・関係書類の受付	令和7年8月1日（金）～8月21日（木） ※ 上記期間は10月1日受入れ開始を想定したものであり、これより後の事業開始を希望する場合はご相談ください。
	・持参又は郵送により1部ご提出ください。 上記に加えて、電子メールにより送付可能な資料は、データで送付をお願いします。 ・詳細は「【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】認可申請 添付書類一覧」をご確認ください。	
4	・いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） ・実施事業者の決定	令和7年9月中旬（予定）
5	実施事業者の認可	令和7年9月中旬（予定）
6	事業開始	令和7年10月1日（予定）

6 その他の留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用については、すべて事業者の負担とします。
- (2) 申請内容は、いわき市との協議により、内容の変更を求める場合があります。
- (3) 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- (4) 以下に該当する場合は、応募が無効または失格となります。
 - ア 本応募要領に適合していない場合
 - イ 応募書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ウ その他不正行為等があった場合
- (5) 実施事業者の認可とあわせて、いわき市と委託契約を締結することとなります。
- (6) その他、本募集要領に定めのない事項については、いわき市において定めます。

7 参考資料

【資料1】いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【資料2】令和7年度いわき市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）の概要

8. 問い合わせ・書類送付先

いわき市 こどもみらい部 保育・幼稚園課 幼保事業係

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

TEL 22-7458

メール hoiku-yochien@city.iwaki.lg.jp